

実務者研修受講資金貸付事業のご案内 <高知県>

R6.8

実務者研修の資格を取得し介護福祉士になるために必要となる費用を高知県が無利子で貸し付けてくれる事業です。

また、一定の条件を満たせば返済が免除されるため、実質無料で受講することができます。

貸付金額：上限 20 万円（無利子）

貸付対象者：高知県の実務者研修講座に申込みをし、介護福祉士の資格取得を目指す者

貸付対象となる費用：実務者研修講座受講料、テキスト代

受験対策講座受講料

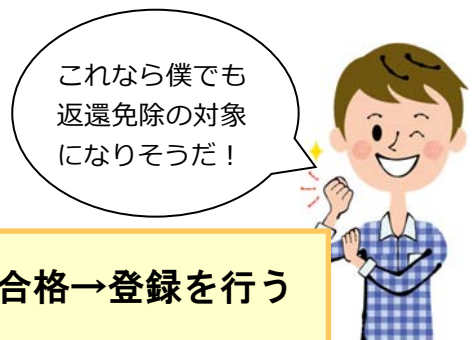
通学の際の交通費（電車代やコインパーキング代等）

介護福祉士国家試験の受験手数料

参考図書、学用品 等



資金返還が免除になる条件



実務者研修修了後、1年以内に介護福祉士に合格→登録を行う

○実務経験が3年達しておらず、まだ受験ができない方は、「受験資格発生後」から1年以内とする。

○万一不合格だった場合や、災害、疾病、負傷等のやむを得ない事由により受験できなかった場合であっても、受験資格発生後に実施される国家試験に3回以内に合格した場合は返還免除の対象となります。

介護福祉士に登録後、高知県内で2年以上介護業務に従事する

○介護業務とは、介護福祉士受験の際に受験資格となる実務経験に準ずる業務を指します。

<例外>東日本大震災にける被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る）も対象です。

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等は全国が対象です。

高知介護福祉アカデミーでは、 貸付事業の申し込み手続きをサポートします

高知県社会福祉協議会が貸付事業の申請窓口ですが、当校では申請に必要な書類の配布や提出を代行して行っています。実務者研修の申込みと貸付事業の書類提出を同時に行うことができるので、お客様の手間を省くことができます。

(申請先は高知県社会福祉協議会です)

<貸付事業申込みの流れ>



① 貸付事業利用を希望する旨を、当校に伝えてください。申請に必要な書類の配布とご案内をいたします。



② 受け取った書類に記入をし、添付書類を揃えて当校へ提出してください。ご不明な点があれば、当校窓口で確認しながら記入いただいても結構です。



高知県社会福祉協議会

③ 当校で提出された書類のチェックをした後、高知県社会福祉協議会へ送付いたします。後日、社会福祉協議会からお客様へ、確認の連絡がきます。

～よくあるご質問～

連帯保証人は必要なの？

はい、必要です。資金の返還が免除される場合があるとはいえ、お金を借りるということですので、連帯保証人は必要となります。

どんな人が連帯保証人になれるの？

成人で、かつ「日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者」となっています。また、勤め先の法人も連帯保証人となることも可能です。

※令和3年度からは、同一生計でも返還債務を負担する資力を有している者であれば、連帯保証人となることが可能になりました。

もし介護福祉士の試験に落ちたらどうなるの？

1年以内※に合格することが原則ですが、猶予期間が設けられているので、万一不合格の場合でも3回以内に合格すれば返済免除の対象となります。

※ 実務経験が3年達していない場合は、「受験資格発生後」から1年以内とする。

最終的に、資金返還免除に該当しなかったらどうなるの？

借りていた資金を返還します。返還期間は最大12ヶ月まで、返還方法は月賦又は半年賦の均等払方式です。

公的な給付制度のご案内

貸付事業と併用
できます。



お仕事をしている方・していた方は

一般教育訓練給付制度 が利用できる可能性があります

受講費用（テキスト代込）の 20% に該当する金額が支給されます。

高知介護福祉アカデミーの場合
利用できる講座：初任者研修・実務者研修

受講費用（テキスト代込）

※割引制度を利用した場合は、割引後の金額となります。

修了後

20%

を支給！

制度を利用できる方の要件

初めてこの制度を利用する方

◎現在在職中の場合

雇用保険の一般被保険者である期間が、受講開始日までに通算して1年以上ある方（一度退職して改めて就職した場合、再就職までの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます）

◎現在離職中の場合

雇用保険の一般被保険者でなくなってから（退職した日の翌日から）受講開始日までの期間が1年以内で、かつ被保険者であった期間が通算して1年以上の方。

過去にこの制度を過去に利用したことのある方

前回の制度利用から3年以上経過している必要があります。

◎現在在職中の場合

雇用保険の一般被保険者である期間が、受講開始日までに通算して1年以上ある方（一度退職して改めて就職した場合、再就職までの空白期間が1年以内であれば、前職の一般被保険者であった期間も通算されます）

◎現在離職中の場合

雇用保険の一般被保険者でなくなってから（退職した日の翌日から）受講開始日までの期間が1年以内で、かつ被保険者であった期間が通算して1年以上の方。



<教育訓練給付制度の利用する方法>

受講申込書の、「教育訓練給付制度を利用する」に✓を入れてください。

講座修了後、ご案内文書と必要書類がご自宅に届きます。

講座修了後30日以内に管轄のハローワークへ手続きに行ってください。



母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんは

高知県ひとり親家庭自立支援事業

貸付事業と併用
できます。

が利用できる可能性があります

受講費用（テキスト代込）の 60% に該当する金額が支給されます。

高知介護福祉アカデミーの場合
利用できる講座：初任者研修・実務者研修

受講費用（テキスト代込）

※割引制度を利用した場合は、割引後の金額となります。

修了後

60%

を支給！

制度を利用できる方の要件

母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- 対象とする講座が適職に就くために必要であると認められること

この制度を利用する方法

受講希望の講座の資料を持って、下記の窓口に「受講申込前に相談」してください

相談窓口（申請先）

お住まいの地域	相談窓口	電話番号	住所
高知市	高知市役所 子育て給付課	088-823-9447	〒780-8571 高知市本町5丁目1-45
南国市	南国市役所 子育て支援課	088-880-6562	〒783-8501 南国市大そね甲2301番地
その他	管轄の福祉保健所 または福祉事務所等	-	-

※相談窓口（申請先）は地域により様々ですので、高知市及び南国市以外の地域にお住まいの方は、管轄の福祉保健所または福祉事務所にご連絡いただきご確認ください。